

平成26年11月11日

産業部産業再生戦略課

朝日町造船施設整備に係る環境対策評価委員会について

10月28日に、第1回気仙沼市朝日町造船施設整備に係る環境対策評価委員会を開催しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 委員会設置の趣旨

造船業等復興支援事業費補助金及び復興交付金（津波復興拠点整備事業）を活用し、気仙沼市朝日町に整備予定の造船施設について、環境問題に対する懸念を払拭するため、外部有識者、水産加工業界を含む産業界の代表者、行政機関の職員で構成する公的委員会（主催：気仙沼市）において、造船事業者が行う環境対策の実効性を評価するとともに、当該整備に対する相互の理解を図るもの。

2 第1回委員会の概要

目 的：第1回委員会は、委員への基本情報の提供及び今後の審議内容を明確にするための意見聴取を主な目的として開催した。

日 時：平成26年10月28日（火）午後4時～午後6時半

場 所：ワンテン庁舎2階「地域交流センターA・B」

出席委員：15名

傍 聴 者：30名

(1) 委員長・副委員長の互選

委 員 長：東北大学大学院工学研究科 環境生態工学研究室 教授 西村 修 氏

副委員長：気仙沼商工会議所 副会頭 清水 敏也 氏

(2) 資料説明の概要

① 自主環境調査・評価手法の紹介（西村委員）

今回の事業は、環境影響評価法や宮城県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象ではなく、自主的な環境影響評価を行おうとするもの。事業内容や環境負荷の有無など情報提供や説明を行うことが大切。事前に環境配慮を組み込むことで、事業を円滑に進めることができる。気仙沼の造船施設でこの取組を行うことは画期的なこと。

② 法令及び環境基準等の確認（加藤委員）

現行の環境基準及び規制基準の概要を説明。

③ 船台・ドック・シップリフトの形式と特徴（今岡委員）

朝日町で整備予定の造船施設で採用される「シップリフト方式」と呼ばれる上下架設備の特徴を紹介。シップリフト方式を採用することで、環境対策を進めやすくなり、作業の効率化も図ることが可能。

④ 我が国の造船所の立地状況等について（大坪委員）

全国に大小1,000以上の造船所が存在するが、大きなトラブルはなく、周囲の水産業・観光業等と共存している。また、造船所は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等、国の環境法令の規制対象にはなっていない。国の規制は、環境に大きな負荷を与えると思われる施設を対象としているためであり、造船所は大きな環境負荷を与えるとみなされていない。本委員会での審議対象は、国の規制対象になっていない造船施設について、事業者も関係者も納得できるような「上乘せ」の対策を考えることにある。

⑤ みらい造船の環境対策の説明（オブザーバー：木戸浦造船（株）木戸浦社長）

平成25年度に実施した環境調査結果報告書の説明と、朝日町に整備予定の造船施設において、現在想定している環境マネジメント計画について説明。

⑥ 委員会のロードマップ（加藤委員）

資料に基づき、今後の委員会の開催計画について説明。

(3) 主な質疑

① 朝日町への造船施設建設について

造船施設を朝日町に建設すること自体に反対であり、朝日町の対岸等の他の地域に建設するのであれば反対しないとの意見があった。これに対して、事務局から建設地については、これまでに十分な説明をしている。この委員会においては議論すべき事項ではないものと、回答した。

② 過去の環境被害（塗料飛散、有害船底塗料）について

過去に造船施設から塗料飛散の被害のあった事例や、船舶が有害な船底塗料を使用していることを根拠として、水産加工場と隣接することに対し懸念する意見があった。これに対して、船舶塗装においては、過去30年そのような事例はないこと、船底塗料については、TBT（有機スズ系）塗料は、日本では20年以上前から使用されておらず、現在では、国際条約により禁止されていること、水質調査状況からも問題がないとの説明があった。

③ 風評被害について

実際に環境影響がない場合でも、近接して造船施設が建設されることにより、根拠のない風評被害が起こる可能性があるという意見があった。これに対して、風評被害は、根拠のない情報を発信するから起こるのであり、水産業と造船業が共に取り組む優良事例であるという情報を、積極的に発信することが重要であるとの提案があった。

④ 他地域の事例について

同じシップリフト方式を採用している沖縄県の造船所を例に、適用法令や環境面の評価など、どのような手続きや検討を経て建設に至ったか、具体的な事例を示してほしいとの要請があった。

(4) 今後の進め方

次回開催は、平成27年3月を予定しており、来年度以降は年2回程度の開催で審議を進める予定。次回の委員会までに、造船事業者から具体的な環境対策の提示を受け、その実効性等についての評価や適用する環境基準の検討を行う。

なお、第1回委員会で質疑応答のあった気仙沼における過去の環境問題及び他の地域の具体的な環境対策事例については、第2回目以降の委員会の議題とすることとした。